

令和5年度保険料率について

令和5年3月1日
武蔵野銀行健康保険組合

1. 「一般保険料」の保険料率

当健康保険組合の保険料率を次のとおりとする。

令和5年3月1日（令和5年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については、令和5年4月分保険料）から実施する。

単位：‰

	令和4年度				令和5年度			
	一般 保険料	一般保険料の内訳		調 整 保険料	一般 保険料	一般保険料の内訳		調 整 保険料
		基 本 保険料	特 定 保険料			基 本 保険料	特 定 保険料	
事業主	50.240	28.151	22.089	0.830	50.316	26.191	24.125	0.754
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
被保険者	36.330	20.355	15.975	0.600	36.384	18.936	17.448	0.546
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
合 計	86.570	48.506	38.064	1.430	86.700	45.127	41.573	1.300
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

2. 「介護保険料」の保険料率

令和5年度納付金額計算書により、当健康保険組合の保険料率を次の
とおりとする

令和5年3月1日（令和5年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については、
令和5年4月分保険料）から実施する。

単位：‰

	令和4年度	令和5年度
事業主	8.600	8.600
	1000	1000
被保険者	8.600	8.600
	1000	1000
合 計	17.200	17.200
	1000	1000